

諮問庁：国立大学法人弘前大学

諮問日：平成28年7月13日（平成28年（独個）諮問第11号）

答申日：平成28年12月7日（平成28年度（独個）答申第24号）

事件名：本人に係る診療録の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

本人に係る診療録に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の訂正請求に対し、平成28年3月1日付け弘大企第0205-1号により国立大学法人弘前大学（以下「処分庁」、「諮問庁」又は「大学」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）異議申立書

原処分に係る決定では「診療録は、診療等医療サービスの提供等という利用目的を達成するため、診療に関する各事項について、当該目的達成に必要と医師が判断した内容を記録したものであり、今回訂正請求のあった診療録についても、医師により診療後遅滞なく医療に関する診療経過等を記録したものである。

また、当該診療録に記載されている内容は、利用目的達成に必要な範囲内における情報が記載されており、かつ、その内容において事実と反する事項があるとは認められないため。」としているが、下記のとおり診療経過等及び事実と反して記載がされていることから訂正及び削除を求めるものである。

ア 日本医師会で定めている職業倫理指針によると患者に対する責務として、「医師は患者に病状を十分な説明をし、患者自身が病気の内容を十分に理解した上で、医師と協力しながら病気の克服を目指すことである。」としている。そして「したがって、一般的に言えば、医師が患者を診察したときは患者本人に対して病名を含め診断内容

を告げ、今後の推移、および検査・治療の内容や方法などについて、患者が理解できるようにやさしく説明する義務がある。」としている。

その上、「医療は医師と患者の共同行為であり、医師は患者の意志を尊重しなければならないことは当然であるが、患者も相応の責任を果たさなければならない。たとえば、患者は医師に対して自らの病状や希望を正しく説明し、・・・」とあることから、異議申立人は病状、希望を正しく説明して「(院内の)特定診療科Xに書いて下さい。」と申し出ている。(資料1)

イ 日本診療情報学会倫理綱領診療録記載指針によると、「「診療記録の正確な記載と責任の明確化」を論理的な責務としている。これからの診療記録は、チーム医療を担う専門職が診療情報を共有するために一体的な記録を目的とすべきである。」としている点から診療記録の内容は医師個人の利用目的のためのものではない。したがって、患者に説明した事項についても、また、患者の病状、希望等を正確に記載すべきものである。(資料2)

そして、特定月日A特定医師Bが記載しているとおり、術後の経過等を考慮して説明すべきものであり、それらのことを正確に記載すべきである。

ウ 診療情報の提供に関する指針[第2版](平成14年10月日本医師会)によると、「患者が疾病と診療の内容を十分に理解し、医療の担い手である医師と医療を受ける患者とが、共同して疾病を克服し、医師、患者間のより良い信頼関係を築くことを目的として、・・・」としている。(資料3)

医師は診療事実に基づいて必要事項を適切に記載しなければならない(特定医師Cは、もっとも説明したのではなく怒鳴り返したのみである。)(資料1)

また、記載内容においてはその趣旨から医師が患者に説明した内容をも記載すべきものであって、診療をした医師の判断のみの診療録ではない。したがって、診療した医師らの説明、考え、行動等及び患者の状況、要望等詳細に記載すべきであり、事実と反しているものである。

エ 特定医師Cは、「何時、何処を手術したか知らない。その時学生だから関係ない。」と言っているが、「当科followを終了する旨説明した」としているが、何処を手術したか知らないものが終了する旨の説明をすることが出来ないものである。そして、総合患者支援センターに対しては「手術からの期間等・・・」としていることは、説明と矛盾している。また、私が、病院長宛て質問したの

に対し、病院長は質問事項に答えることなく、20数年以上経過している等と回答してきていることは、何時何処を手術したのか知らないものが回答出来ないものであり、矛盾と虚偽の説明をしたことになるから、説明したとおり診療録を訂正すべきものである。（資料4・参考資料2，3）

しかも、「当科followを終了する旨、説明した。処方薬欲しければ、関連施設を紹介すると。」としていることから、今後も治療が必要との認識に立っているもので、医師法における応召義務違反であることも認識していたことになる。

オ 近年の最高裁判例においても、医師の説明義務と同意（いわゆるインフォームドコンセント）についての違法性を認定した判断が多数示されているところである。

(ア) 診療記録が説明内容と相違していることに対する訂正について

特定月日Dにおいて特定医師Cは、「来るな。診ない。特定病態Eは診ない。」、「これには手術をしたと書いてあるだけだ」、「何時、何処を手術したか知らない。私はその時、学生だから知らない。関係ない。手術したと書いてあるだけだ。」、「カルテは5年で無くなる。」等、嘘のことを怒鳴り叫んで、診療記録の要約書をペンで叩きながら説明している。「処方薬をほしければ、関連施設を紹介すると」記載されているが、バスも一日数本よりなく、また、市内の東から西の端まで行かなければならないことを言って、通院できるようなところではない旨を何度も言ったが、特定病院に拘っていた。「follow終了に関しては独自の考えがあるので・・・」と記載されているが、特定医師Cに異議申立人及び異議申立人の夫（同席していた）は、「特定診療科Xに書くよう」（特定診療科Xからの院内紹介で特定器官等の手術をしている）申し出ているが全く聞く耳を持たなかった。

また、特定月日A特定医師Bに「（終了するのであれば）特定病態F，術後から特定病態Eもあること及び特定病態G手術後から特定症状Hにより通院していること」を告げたところの「ここに書いてある。」と言っていることから診療録に記載されているにもかかわらず、特定医師Cは上記のように記載内容を説明することなく、「特定病態Eは診ない。」の一点張りである。特定月日A特定医師Bに話したことを、特定月日Jに特定医師Kにまた、特定月日Dに特定医師Cに何度も「（院内の）特定診療科Xにお願いして下さい。」と伝えている。

異議申立人は、これまで通院途中等でも数度にわたり特定病態Eを呈しており、その都度特定診療科Yでは『特定診療科Xで治療及

び入院するよう』言っていることから、「特定診療科Xに書いて下さい。」としているところであるが、特定医師Cは「特定診療科Xには書かない。」の一点張りであった。

そこで、異議申立人の夫は「それでは、特定診療科Xに戻して下さい。」（特定診療科Xからの院内紹介により手術をした。）と言ったが「書かない。」の一点張りであった。

また、手術によって特定症状Hについても「そこまで取らねばまいねがったがもわがねじゃな（だめだったかも知れない。）」としたため、異議申立人は「私はそういう説明は受けていません。」とした。特定医師Cは「こっちで診ないのだから、そっち（特定診療科W）も替えればよい。」と叫んだが記載されていない。

「処方薬ほしければ、・・・」としていることから治療が必要との認識に立っているものである。

これは、現行医師法における「医師の応召義務」及び「処方箋の交付義務」（医師法19条、22条）（日本医師会で定めている職業倫理指針より）を定めている法律に違反しているものである。

（資料1）

また、特定月日Lに総合患者支援センターから電話で（夫が出た）「書かないとのことですよ（書き直さない）」と連絡があったのに対し、夫が「こちらでその時の会話をメモしているから」としたところ、特定月日Mに再度連絡があり「薬が欲しいなら、月曜日か木曜日に来なさいとのことですよ。」（証拠物件3）としていながら、特定月日Nの報告書に「かかりつけ医を紹介する」との矛盾がある。

「これまで何度となく説明済みである」としているが特定月日Pに初めて言われているので齟齬（そご）する報告書を総合患者支援センターに出している。（資料4）

そして、それらの齟齬（そご）する電話内容の記録は、総合患者支援センターの対応者、特定個人Qが過怠しているのか病院で隠蔽しているのか記録の請求をしても「記録がない」として開示をしない（相談、苦情等報告をすることになっている。）。

また、病院長宛て特定医師Cが言った内容に対して文書を出したが、その内容は異議申立人が求めたことに対する回答ではなかった。（参考資料2・3）

以上のことから、特定医師Cは医師としての社会的なルールや道徳心、倫理観の欠知があるもので社会性人格障害なのではないかと思われた。

（イ）無診療による診療録の記載の削除

特定月日Aに記載されている特定医師Rには診療を受けていない

ので、医師法 24 条における診療録の記載は法律の考え方（逆説）から診療した医師が記載すべきものであり、診療もしない医師は記載することは出来ないもので、また、その内容から当初から診療の拒否をしようとするものであるから、その記載は削除すべきである。

チーム医療を言うのであれば、その検討内容についても共に開示すべきであるが、検討内容は開示されていないものであるから削除すべきである。そして、その検討者の氏名も開示していないことから、特定医師 R が診療をしないで記載したものであるから医師法にも違反しているから削除すべきものである。

（ウ）説明等における内容の訂正について

特定月日 A の特定医師 B との説明及び患者の希望について、医師に対し希望した内容は記載されていないので記載すること。

特定月日 J の特定医師 K の「あるいは特定診療科 Z ではどうか」との説明は一言も無かったが記載されている。また、会話内容にあるとおり、特定医師 K には「特定診療科 X を希望しているのはどうなったか」を聞いているものであるから、そのように記載すべきであり、また、特定月日 A に記載されていることについても説明していないから、訂正すべきである。（資料 1・3）

（エ）病院年報について

病院年報の目標の 1 には、「診療目標」が掲載されており、そこには「患者本位の医療を促進するとともに、地域医療の充実を図る。」としている。

そして、「患者中心の全人的・先端医療を提供するために、インフォームドコンセントを徹底し、患者の人権に十分配慮することにより、先端医療と生命の尊厳との調和を図る。」と掲載されている。

（資料 5）

（異議申立書の添付資料等は省略する。）

（2）意見書

異議申立人から、平成 28 年 8 月 22 日付けで、意見書及び資料が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が異議申立人から提出されていることから、その内容は記載しない。）。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 訂正請求に至るまでの経緯

異議申立人の請求に基づき診療録の全部開示を行ったところ、異議申立人が記憶を基に作成したメモを根拠として、記載内容に係る訂正請求を行ったものである。

2 訂正請求内容の概要

診療録について、診察時の医師の発言内容と記載内容が異なるとして修正を求めたもの及び診察を行った医師名とカルテに記載されている医師名が異なるとして削除を求めたもの。

3 訂正をしないことを決定した判断理由と参考とした資料

(1) 類似案件に係る答申

本件に係る診療録は、医師が利用目的達成のために必要と判断した内容を、診療後遅滞なく記載したものであり、記載内容も医師の裁量の範囲内であるため、法27条の規定による「内容が事実ではない」場合には該当しないものと判断した。

【参考とした資料】別紙①

答申書（平成26年度（独個）答申第16号）

(2) 診療録の作成

診察を行った医師名とカルテに記載されている医師名が異なるとして削除を求められている箇所については、当該電子カルテにおいて、カルテ記載医師が入力した後に、診察を行った医師が最終的に内容を確認の上署名をしており、作成方法上、適切に作成されているため訂正及び削除の必要はないものと判断した。

【参考とした資料】別紙②

医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について〔医師法〕（平成19年12月28日付け医政発第1228001号）

(3) 訂正請求に係る判断基準

本件において、異議申立人より訂正の根拠として提出された会話等のメモについては、異議申立人の記憶に基づき作成されたものであることから、対象となる保有個人情報の内容に事実ではない内容が記載されているとは断定しがたく、訂正及び削除の対象とはならないものと判断した。また、訂正請求内容が、本件対象保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内の請求内容であるとは推測されず、利用目的達成の観点に鑑みても、訂正の必要はないものと判断した。

【参考とした資料】別紙③

行政機関個人情報保護法開示請求等の事務処理の手引（平成28年4月総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）
（理由説明書の資料（別紙）は省略する。）

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年7月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月23日 異議申立人から意見書及び資料を收受

④ 同年10月17日 審議

⑤ 同年12月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、異議申立人本人に係る診療録に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、別表に掲げる訂正請求1ないし訂正請求4の訂正を求めたものである。

処分庁は、本件訂正請求について、いずれも訂正をしない決定（原処分）を行った。

異議申立人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を維持するとしていることから、以下、本件訂正請求の訂正請求対象情報該当性（法27条）及び訂正の要否（法29条）について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

訂正請求は、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について行うことができると規定されている。

本件訂正請求は、異議申立人が別途に行った法に基づく保有個人情報の開示請求に基づき、処分庁から開示を受けた、自己を本人とする保有個人情報について行われたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

訂正請求1ないし訂正請求4に係る各記載は、いずれも、患者である異議申立人の診療の過程において、大学医学部附属病院の医師に認識された異議申立人及び医師の言動等が記録されたものであり、当該各請求は、いずれも、法27条の対象となる「事実」に対する訂正請求に該当すると認められる。

しかしながら、法人が、保有個人情報の利用目的の達成のため、把握した情報をいかに取捨選択し、どのような用語や表現を用いて記録するかは、一義的には文書の作成主体である法人（本件の場合はその構成員たる医師等）の判断に属するものであるところ、異議申立人は、各訂正請求に係る記載につき、自己の認識に沿わない部分の削除や記載内容の変更を求めているものであって、当該認識に沿った資料の異議申立書及び意見書への添付等は認められるものの、訂正請求1ないし訂正請求4の対象とされた各記載が「事実でない」と判断するに足る具体的な根拠に基づく指摘やそれを根拠付ける資料の提出があったとは認め難く、また、異議申立人が求める訂正がなされなければ、記載されている情報が事実と反することとなることも認められない。

したがって、いずれの請求についても、訂正請求に理由があるとは認められず、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当

するとは認められない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別表

訂正請求	異議申立人が訂正を求める部分	左の部分について、異議申立人が訂正すべきとする内容	訂正請求の理由
訂正請求 1	「今回も了承は得られず、」	「患者は特定診療科Xを希望している。特定診療科Xで出来ないときは当科でフォローをお願いされた。」	異議申立人が作成した会話のメモと相違している。
訂正請求 2	特定月日Aの特定医師Rの記載部分	削除	当日は、特定医師Rには診察を受けていない。
訂正請求 3	「当科（大学病院）でのfollowを希望されている。あるいは特定診療科Zではどうかと。」	「当科でのfollowが出来ないのであれば、今年特定月日Aから特定診療科Xを希望している。しかし、特定月日Aの記載されている特定診療科Zの話は一度もなかった。」	異議申立人が作成した会話のメモと相違している。
訂正請求 4	「当科followを終了する旨、説明した。処方薬ほしければ、関連施設を紹介すると。follow終了に関しては独自の考え方があるようで全く理解してもらえないというか、話し合いにならず。→本日で当科終了。一般外来でも今後は処方しないでください。」	「当科では癌の人がいっぱい忙しいことからfollowを終了して特定病院へ行くように。何処を手術したか記載されていない旨、また、手術したと記載されているのみであり、当時自分は学生であったことから知らないとし、特定病態Eは診ないことを告げる。特定診療科Xを希望しているが特定診療科Xには来診券は書かないことを告げた。患者は「手術後、神経が切れたことについて知っている」としているが、神経まで摘出しなければならなかったかもしれない旨を告げた。又、そのことから当院特定診療科Wにも行っているが、当科で終了するので特定診療科Wも替えるよう指示した。再度、「来るな、診ない、特定病態Eは診ない」ことを告げる。」	異議申立人が作成した会話のメモと相違している。

